

令和7年度第3回四街道市国民健康保険運営協議会 次第

日 時 令和8年2月25日(水)

午後1時～

場 所 四街道市保健センター3階第2会議室

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 諮問

4. 議題

(1) 令和8年度四街道市国民健康保険特別会計予算（案）の概要について

【資料1、参考資料1】

(2) 令和8年度四街道市国民健康保険事業計画（案）について**【資料2】**

(3) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について（諮問事項）

【資料3-1、3-2】

5. その他

6. 閉 会

令和8年度 四街道市国民健康保険特別会計予算（案）の概要

(単位：千円)

歳入 (当初予算)	7年度	8年度	対前年度比	
			増減	(%)
1 国民健康保険税	1,850,812	1,879,558	28,746	1.6
2 国庫支出金	1	1	0	0.0
3 県支出金	5,884,516	5,900,828	16,312	0.3
4 繰入金	550,758	528,200	△ 22,558	△ 4.1
一般会計繰入金	550,758	528,200	△ 22,558	△ 4.1
保険基盤安定(保険税軽減分)	249,537	251,710	2,173	0.9
保険基盤安定(保険者支援分)	166,888	169,510	2,622	1.6
未就学児均等割繰入金	5,817	5,829	12	0.2
職員給与費等	63,127	53,898	△ 9,229	△ 14.6
出産育児一時金等	17,000	0	△ 17,000	△ 100.0
産前産後保険税繰入金	1,046	1,328	282	27.0
国保財政安定化支援	17,520	16,623	△ 897	△ 5.1
その他	29,823	29,302	△ 521	△ 1.7
国保財政調整基金繰入金	0	0	0	—
5 繰越金	1	1	0	0.0
6 諸収入	21,012	13,012	△ 8,000	△ 38.1
合計	8,307,100	8,321,600	14,500	0.2

(単位：千円)

歳出 (当初予算)	7年度	8年度	対前年度比	
			増減	(%)
1 総務費	63,997	54,707	△ 9,290	△ 14.5
2 保険給付費	5,806,523	5,817,768	11,245	0.2
3 国民健康保険事業費納付金	2,343,452	2,354,757	11,305	0.5
4 保健事業費	78,926	80,266	1,340	1.7
5 公債費	1	1	0	0.0
6 諸支出金	11,201	11,101	△ 100	△ 0.9
7 予備費	3,000	3,000	0	0.0
合計	8,307,100	8,321,600	14,500	0.2

(単位：世帯・人)

世帯数・被保険者数	4年度	5年度	6年度	7年度 (12月末)	8年度 (見込み)
世帯数	11,895	11,402	10,931	10,755	9,755
一般被保険者数	17,913	16,980	15,995	15,495	14,944

(単位：%)

国保税徴収率	4年度	5年度	6年度	7年度 (12月末)	8年度 (見込み)
現年課税分	91.7	91.6	90.9	64.5	91.2
滞納繰越分	20.8	21.3	18.9	15.4	16.9

(単位：千円)

国保財政調整基金	6年度決算 (積立後)	7年度末 (見込み)	8年取崩額 (当初予算)
	79,367	46,979	0

令和8年度 四街道市国民健康保険特別会計予算（案）の概要

(歳入)

(単位：千円)

項目		概要	7年度	8年度	比較
国民健康保険税	一般被保険者	国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分、子ども子育て支援金分から構成されています。	1,850,812	1,879,558	28,746
	小計		1,850,812	1,879,558	28,746
国庫支出金		災害等に伴う国民健康保険税の減免及び療養の給付に係る一部負担金の免除の特例措置に対する補助金です。現段階では補助金の対象となるものはありませんが、補助金の対象となる事業に対応するため予算計上しております。	1	1	0
県支出金	保険給付費等交付金（普通交付金）	普通交付金は市町村が支払う保険給付費に応じて都道府県が費用の全額を国費や市町村からの事業費納付金などを財源とする交付金です。	5,774,922	5,786,267	11,345
	保険給付費等交付金（特別交付金）	保険者努力支援制度交付金として交付されており、保険者（市）における医療費適正化や、医療保険加入者の予防・健康づくりの推進などの保健事業等に対する取り組み状況の評価により交付されるものです。	42,156	30,576	△ 11,580
	特別調整交付金（市町村分）	特別な事情による財政負担の増加等に対して交付されるものです。	7,299	23,210	15,911
	都道府県繰入金	都道府県内の市町村の特殊な事情に応じた調整のために活用される繰入金で、「医療費適正化に関する事業」、「保険料（税）適正賦課および収納率に関する事業」等県が指定する事業項目の取り組みを評価して交付されるものです。	44,869	46,305	1,436
	特定健康診査等負担金	特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る経費のうち国・県がそれぞれ1/3相当額を負担するもので、県から国負担分を合わせた2/3相当額を交付されるものです。	15,270	14,470	△ 800
	小計			5,884,516	5,900,828
繰入金	保険基盤安定（保険税軽減分）	低所得者に対する保険税軽減相当額を、公費で補てんする（負担割合：都道府県3/4、市町村1/4）一般会計からの繰入金です。	249,537	251,710	2,173
	保険基盤安定（保険者支援分）	保険税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、保険税の一定割合を公費で補てんすることにより、低所得者を多く抱える市町村を支援する（負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）一般会計からの繰入金です。	166,888	169,510	2,622
	未就学児均等割	未就学児均等割の5割軽減相当額を、公費で補てんする（負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）一般会計からの繰入金です。	5,817	5,829	12
	職員給与と費等	電算処理に要する経費および資格確認書などの郵送料等、国民健康保険事業における事務費に係る繰入金です。	63,127	53,898	△ 9,229
	出産育児一時金等	国の地方財政計画において、一般会計から出産育児一時金の2/3に相当する額を繰り入れる制度となっています。（全世代で公平に出産に係る費用を負担する観点から、後期高齢者医療制度からの財政支援が全面的に導入される令和8年度以降廃止。）	17,000	0	△ 17,000

令和8年度 四街道市国民健康保険特別会計予算（案）の概要

(歳入)

(単位：千円)

項目		概要	7年度	8年度	比較
繰入金	産前産後保険税	出産被保険者の産前産後期間の保険税軽減相当額を、公費で補てんする（負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）一般会計からの繰入金です。	1,046	1,328	282
	国保財政安定化支援	保険者の責めに帰することができない特別な事情（「高齢者が多いこと」「低所得者が多いこと」）などに着目して繰り入れられるものです。	17,520	16,623	△ 897
	その他	国民健康保険法に定めはありませんが、市町村の判断により繰り入れられるものです。	29,823	29,302	△ 521
	国保財政調整基金繰入金	国民健康保険事業財政調整基金から国民健康保険特別会計に繰り入れるものです。国民健康保険税及び交付金等で歳出を賄いきれない時に繰り入れます。	0	0	0
小計			550,758	528,200	△ 22,558
繰越金	前年度からの繰越金です。前年度の余剰金が確定していないため、最低限の予算としています。		1	1	0
諸収入	一般被保険者延滞金	納期限後に納付された国民健康保険税に係る延滞金です。	18,000	10,000	△ 8,000
	一般被保険者加算金	偽りその他不正の手段により保険給付を受けた場合の返還金に係る加算金です。	1	1	0
	一般被保険者第三者納付金	第三者行為（交通事故等）による損害賠償金です。	2,000	2,000	0
	一般被保険者返納金	国民健康保険の資格喪失後に受診した保険給付費の返納金です。	1,000	1,000	0
	雑入	会計年度任用職員の雇用保険料等を見込んでいます。	11	11	0
小計			21,012	13,012	△ 8,000
歳入合計			8,307,100	8,321,600	14,500

令和8年度 四街道市国民健康保険特別会計予算（案）の概要

(歳出)

(単位：千円)

	事業名	概要	7年度	8年度	比較
総務費	内部管理事業	国民健康保険事業の運営に係る事務的経費で、資格確認書等の発送、資格・給付を管理するための電算処理事務やレセプト点検、海外療養費再翻訳等の委託を行います。	35,462	28,080	△ 7,382
	連合会負担金事業	国民健康保険事務を円滑に実施するため、千葉県国民健康保険団体連合会の運営費として均等割負担金と事務費割負担金を支出するものです。	2,298	2,223	△ 75
	国保税賦課徴収事業	国民健康保険税の適正な賦課徴収に関する各種通知及び、収納状況等を管理するための電算処理業務並びに収納業務を行います。	25,963	24,130	△ 1,833
	国保運営協議会事業	国保事業の運営に関する重要事項を審議するため、医療や被保険者等の代表で組織した国保運営協議会を開催します。 ・開催予定回数 3回	274	274	0
	小計			63,997	54,707
保険給付費	一般被保険者療養給付費事業	一般被保険者が保険医療機関で診療を受けた際の保険給付割合の額を保険給付費として支出します。	4,925,718	4,919,281	△ 6,437
	一般被保険者療養費事業	一般被保険者が療養に要した費用を一時支払いした際、その費用の保険給付割合の額を療養費として支出します。	41,365	39,803	△ 1,562
	審査支払手数料事業	診療報酬明細書等の審査に要する手数料を支出します。	18,000	18,000	0
	一般被保険者高額療養費事業	一般被保険者の医療費の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額療養費として支出します。	788,814	807,737	18,923
	一般被保険者高額介護合算療養費事業	一般被保険者の医療費の自己負担額と介護保険の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額介護合算療養費として支出します。	780	1,201	421
	一般被保険者移送費事業	一般被保険者が入院・転院などによって移送費を負担した場合、必要と認める額を支給します。	246	246	0
	出産育児一時金事業	被保険者の出産に対し、出産育児一時金50万円を支給します。 ・支給予定件数 51件	25,500	25,500	0
	葬祭費支給事業	被保険者の死亡により葬祭を行った者に、葬祭費5万円を支給します。 ・支給予定件数 120件	6,000	6,000	0
	傷病手当金支給事業	国民健康保険被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、もしくは発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間（一定の要件を満たした場合に限る）、傷病手当金を支給します。（令和5年5月7日までが対象となり、請求期間は2年間のため、令和7年度予算まで計上）	100	0	△ 100
	小計			5,806,523	5,817,768

令和8年度 四街道市国民健康保険特別会計予算（案）の概要

(歳出)

(単位：千円)

	事業名	概要	7年度	8年度	比較
国民健康保険事業費納付金	一般被保険者医療給付費分国民健康保険事業費納付金事業	千葉県が負担する国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金事業等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を含む。）に充てる納付金のうち、一般被保険者医療給付費分として支出します。	1,556,244	1,520,148	△ 36,096
	一般被保険者後期高齢者支援金等分国民健康保険事業費納付金事業	千葉県が負担する国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金事業等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を含む。）に充てる納付金のうち、一般被保険者後期高齢者支援金等分として支出します。	582,708	566,725	△ 15,983
	介護納付金分国民健康保険事業費納付金事業	千葉県が負担する国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金事業等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を含む。）に充てる納付金のうち、介護納付金分として支出します。	204,500	211,430	6,930
	子ども・子育て支援納付金分国民健康保険事業費納付金	千葉県が負担する国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金事業等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を含む。）に充てる納付金のうち、子ども・子育て支援納付金分として支出します。 <u>（令和8年度新設）</u>	0	56,454	56,454
	小計			2,343,452	2,354,757
保健事業費	保健事業費一般事業	医療費の適正化を図るため、ジェネリック医薬品利用差額通知や医療費通知、糖尿病性腎症重症化予防事業、被保険者の疾病の早期発見に役立てるための人間ドック及び脳ドック受検費用の助成を行います。また、 <u>令和8年度から適正受診促進システムを導入し、重複・多剤投与の可能性のある被保険者に対して、よりの確な対象者抽出とわかりやすい通知を送付します。</u> ・人間ドック助成予定件数 上限2万5千円×950件 ・脳ドック助成予定件数 上限1万5千円×160件 ・医療費通知送付予定件数 15,000通×2回 ・ジェネリック医薬品利用差額通知送付予定件数 500通×2回	30,413	32,121	1,708
	特定健康診査等事業	40歳以上の被保険者に対し、メタボリックシンドローム等生活習慣病を中心とした疾病予防を目的とする特定健康診査・保健指導を行います。 ・集団健診受診予定者数 22日間 2,200人 ・個別健診受診予定者数 4～12月 1,010人 ・特定健診受診者に対するインセンティブの取組 「健康第一キャンペーン」1,000円分、600人限定 「みんなで受けよう健診キャンペーン」500円分、500人限定 また、自身の栄養状態を把握し、改善の助言などを知ることができる「栄養モニタリングサービス」を集団健診会場にて実施します。	48,513	48,145	△ 368
	小計			78,926	80,266

令和8年度 四街道市国民健康保険特別会計予算（案）の概要

(歳出)

(単位：千円)

	事業名	概要	7年度	8年度	比較
公債費	公債費	国民健康保険特別会計の歳計現金に不足が生じた場合に運用する一時借入金利子の償還金です。	1	1	0
	小計		1	1	0
諸支出金	一般被保険者保険税還付金	過年度に賦課し納税された一般被保険者保険税のうち、過誤納となった保険税を還付します。	10,000	10,000	0
	償還金	前年度の国庫支出金等に超過交付額が生じた場合に、その額を返還します。	1,000	1,000	0
	一般被保険者保険税還付加算金	納税された一般被保険者保険税のうち、過誤納となった保険税の還付金に係る加算金です。	200	100	△ 100
	延滞金	千葉県国民健康保険団体連合会等に対し、支払が遅れた場合に支払います。	1	1	0
	小計		11,201	11,101	△ 100
予備費	予備費		3,000	3,000	0
	小計		3,000	3,000	0
歳出合計			8,307,100	8,321,600	14,500

国民健康保険特別会計
令和11年度までの財政推移見込み
(令和8年度当初予算時点)

参考資料1

(単位：千円)

歳入	令和7年度※	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 国民健康保険税	1,840,002	1,879,558	1,852,074	1,826,183	1,800,604
2 国庫支出金	124	1	1	1	1
3 県支出金	5,874,873	5,900,828	5,848,468	5,796,579	5,745,158
4 一般会計繰入金	539,802	528,200	515,363	502,924	490,867
5 国保財政調整基金繰入金	32,388	0	0	0	0
6 繰越金	7,454	1	1	1	1
7 諸収入	14,012	13,012	13,012	13,012	13,012
合計	8,308,655	8,321,600	8,228,919	8,138,700	8,049,643

(単位：千円)

歳出	令和7年度※	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 総務費	62,859	54,707	54,707	54,707	54,707
2 保険給付費	5,806,523	5,817,768	5,765,408	5,713,519	5,662,098
1人当たりの保険給付費	369	389	397	404	411
3 国民健康保険事業費納付金	2,343,452	2,354,757	2,318,022	2,281,861	2,246,264
1人当たりの事業費納付金	149	158	160	161	163
4 保健事業費	76,211	80,266	76,680	74,511	72,472
5 公債費	1	1	1	1	1
6 諸支出金	16,609	11,101	11,101	11,101	11,101
7 予備費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
合計	8,308,655	8,321,600	8,228,919	8,138,700	8,049,643

(単位：千円/人)

基金/被保険者数	令和7年度※	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
国保財政調整基金残高	46,979	46,979	46,979	46,979	46,979
被保険者数	16,201	14,944	14,529	14,151	13,793

※令和7年度について、予算は3月補正後、被保険者数は令和7年12月時点に記載。

・歳入歳出ともに、令和7年度は令和8年3月補正予算額、令和8年度は当初予算額を記載。

・令和9年度以降について

仮定条件

(被保険者数：令和8年度当初予算時の県推計値(14,944人)基準とし、以降については被用者保険の拡大等は不明確であるため含めず、新規加入者見込みも含めつつ後期高齢者医療保険制度移行予定者分等の約2%の減少を見込む。)

歳入

「1 国民健康保険税」…収納率は令和8年度の91.24%を使用し、被保険者数の見込みを乗じる。

「3 県支出金」…各年度の保険給付費(毎年度約0.9%減)を見込み、保険給付費以外の部分は令和8年度と同額を見込む。

「4 一般会計繰入金」…被保険者数の減少率及び保健事業費の減少率を見込む。

※令和8年度当初予算から出産育児一時金等繰入金が無くなる。

「2 国庫支出金、6 繰越金、7 諸収入」…令和8年度当初予算と同額を見込む。

歳出

「2 保険給付費」…令和8年度当初予算の直近3年間(令和6～8年度)の傾向から毎年度約△0.9%を見込む。

「3 国民健康保険事業費納付金」…令和8年度に県から示された納付金試算結果に、直近3年間(令和6～8年度)の減少率約△1.4%と被保険者数の見込みを乗じる。

「4 保健事業費」…特定健康診査等事業について対象者数の減少分△6%を見込む。

「1 総務費、5 公債費、6 諸支出金、7 予備費」…令和8年度当初予算と同額を見込む。

国保財政調整基金残高

令和8年度以降、歳入で歳出で賄える予算見込みであるため、令和7年度3月補正後と同額を見込む。

令和 8 年度 四街道市国民健康保険事業計画(案)

1. 基本方針

国民健康保険事業は、国民皆保険制度の基盤として市民の医療受診機会の確保及び健康の保持増進に大きく寄与し、市民生活を支える重要な役割を担っている。

当市の状況として、後期高齢者医療保険制度への移行、被用者保険の適用拡大などによる被保険者数の減少に伴い、保険税収入の増収が見込めない一方、被保険者の高齢化と医療技術の高度化により、一人当たり医療給付費の増加が続いている。このような背景のもと、国保財政の責任主体である千葉県から令和 8 年度の事業費納付金と標準保険料（税）率が示され、令和 8 年度の保険税率については、財政調整基金の残高状況などを鑑み、県から示された標準保険料（税）率に沿う形に改正することとした。

事業運営において、重要な役割を担う徴収分野では、口座振替による国民健康保険税の納付を原則とし、過年度分の国民健康保険税については、総務部収税課と連携し、徴収業務を効率的に行い、引き続き収納率向上を図る。

保健事業では、第 3 期四街道市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、特定健康診査や特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施するとともに、適正受診の促進に向けた新たな取組や未受診者に対する更なる対策などを行い、被保険者の健康保持増進及び将来の医療給付費の減少に努めていく。

2. 主な事業

- (1) 適用適正化対策の推進
- (2) 国保税収納率向上対策の推進
- (3) 医療費適正化対策の推進
- (4) 保健事業の推進
- (5) 普及啓発の推進

3. 具体的な対応策

(1) 適用適正化対策の推進

① 被保険者資格の適正化〈毎月〉

社会保険に加入している可能性がある被保険者に対し、届出勧奨及び職権による資格喪失処理を行う。

② 居所不明被保険者の実態調査〈3月〉

各種郵送物が送致不能となった者（居所不明者）を把握した場合、住民基本台帳担当課と連携し、住民登録や被保険者資格の適正化を図る。

③ 適用適正化月間における集中調査の実施〈11月〉

擬制世帯等^{*}の被保険者について、社会保険に加入できる可能性があることなどを記載した調査票を送付するなどし、被用者保険の被扶養者への移行を促す。

^{*}… 国民健康保険被保険者の属する世帯で、世帯主が国民健康保険の被保険者でない世帯

(2) 国保税収納率向上対策の推進

① 滞納の未然防止・早期対応（通年）

・口座振替の推進

市広報誌「市政だより」やホームページ、パンフレットなどを活用し、国民健康保険税は原則として口座振替納付であることを周知する。また、常時加入手続き時にその旨の案内を行うとともに、状況に応じてペイジー口座振替受付サービスによる口座振替登録を活用する。

・納め忘れ納付書の送付

四半期ごとに納め忘れ納付書の送付を実施し、滞納処分前の早期滞納解消を図る。

・収納担当課との連携

市税等の収納業務を所管する総務部収税課と連携の上、一体的な対応を行うことで、市全体から見た滞納の早期解決を図る。

・外国人被保険者への対応

言葉の壁や文化の違いによる滞納が発生していることも考えられる。そのため、国保加入窓口案内時及び当初納税通知書へ国保制度・納税義務を外国語標記で説明したリーフレットを配布・封入、税額の変更等資格情報変更時の外国語標記案内、催告書に外国語標記文の添付を主とした外国人の滞納防止策を実施する。

② 滞納者への行政処分等（通年）

・滞納処分の積極的な実施（通年）

年度内納付が見込めない滞納者に、法に基づき、差押処分を実施し、滞納の蓄積防止を図る。また、収納員の主業務を、郵送物返送等居所不明者の現地確認とし、戸籍担当課と連携の上、執行停止処分の検討を可能な限り早期に実施する。

・資格確認書（特別療養費の支給認定）の実施

納付誓約不履行者等悪質な滞納者と認められる者に対し、一時的に全額自己負担とする資格確認書（特別療養費の支給認定）の発行を実施し、納期内に国保税を納付している被保険者との公平性の確保を図る。

(3) 医療費適正化対策の推進

① レセプト点検の充実〈毎月〉

医療機関等のレセプト（診療報酬明細書）や柔道整復施術療養費・あはき（あん摩マッサージ・はり・きゅう）療養費の支給申請書の内容や資格を千葉県国保連合会の審査とは別に、市においても審査（点検）を行う。

② 医療費通知〈1月、3月〉

医療費の適正化を図るため、被保険者が受診した際の保険者（四街道市国民健康保険）の負担額を被保険者に通知することにより、重複・頻回受診の抑止を図るとともに、通院日数や一部負担額などについても通知することで、医療機関等の医療給付費の不正受給の防止を図る。

③ ジェネリック医薬品利用の促進

〈啓発品の配布：通年、差額に関する通知の発送：8月、2月〉

ジェネリック医薬品の利用を促進するため、窓口でのジェネリック医薬品を希望する意思を示せるカードケースの配布を実施。また、ジェネリック医薬品への切り替えが可能と思われる対象者には、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額を通知する。

④ 第三者行為による給付に対する求償〈7月、11月、3月〉

交通事故等の第三者（加害者）から受けた傷害などの治療費は、原則として第三者（加害者）が負担すべきものであることから、交通事故等の第三者行為の届出があったものについては、加害者側に適正に求償を行う。

また、第三者行為が疑われるレセプトが抽出された場合、対象者に負傷原因の調査を行うことで第三者行為の発見に繋げる。

⑤ **適正受診に係る普及啓発の促進〈通年〉【新規】**

被保険者の健康を守り、医療費の適正化を図るため、適正受診促進システムを導入し、同時期に複数の医療機関から同じ効能の薬が重複して処方されている重複服薬や、必要以上に多くの種類の薬が処方されている多剤投与の可能性のある被保険者に対して、よりの確な対象者の抽出と適正受診に関するわかりやすい通知を送付する。

(4) 保健事業の推進

① 特定健康診査・特定保健指導の推進〈通年〉

生活習慣病の発症や重症化を予防し、生活習慣を改善するため、第4期特定健康診査等実施計画に基づき、受診勧奨などの受診率を高める取組みを行いながら、特定健康診査・特定保健指導を実施する。

② 特定健康診査受診者へのインセンティブの取組【単年】

・クオカードの配布

特定健康診査の受診率向上のため、令和7年度から引き続き、より多くの方に受診いただけるよう受診者に対して抽選によりクオカードを配布する。

「健康第一キャンペーン」 1,000円分、600人限定

「みんなで受けよう健診キャンペーン」 500円分、500人限定

・「**栄養モニタリングサービス**」の実施【新規】

自身の栄養状態を容易に把握でき、改善の助言などを知ることができる「栄養モニタリングサービス」を集団健診会場にて、希望者に対して実施する。

③ 短期人間ドック受検費用、脳ドック受検費用の助成〈通年〉

生活習慣病等の疾病の早期発見・早期治療及び健康意識向上のため、費用の10分の5に相当する額の助成（上限額：短期人間ドック25,000円、脳ドック15,000円）を行う。

④ 保健指導の推進〈通年〉

健康増進課や地区医師会・歯科医師会などの関係各所と連携し、糖尿病性腎症重症化予防プログラムや糖尿病と歯周病に着目した歯科受診勧奨などの健康づくりに関わる事業を行う。

⑤ みなし健診事業の推進〈通年〉

特定健診受診率向上のため、医療機関等で特定健診と同様の検査を受けた場合、結果を提供いただくことで、特定健診を受診したものとみなす事業を開始する。医療機関等に依頼をし、受診勧奨に協力いただく。

(5) 普及啓発の推進〈通年〉

市広報誌「市政だより」やホームページ、パンフレット配布を活用して、国民健康保険制度の趣旨、疾病予防などについての周知を行う。

国保年金課窓口にあるデジタルサイネージを活用し、特定健診や歯科口腔保健などの普及啓発を図る。

令和8年度国民健康保険税率の改正について

令和8年2月25日(水)
 国保運営協議会資料 資料3-1

①賦課限度額の改正

医療分、後期高齢者支援金等分については、地方税法施行令の一部改正に伴い、課税限度額をそれぞれ現在の**65万円から66万円、24万円から26万円**に改正します。

②現行の保険税率及び改正案

		現行の税率 (7年度改正)	仮係数	確定係数	改正案 (100円未満切上げ)	課税限度額
医療分	所得割	8.06%	8.05%	8.25%	8.25%	65万円 →66万円
	均等割	21,100円	21,438円	21,975円	22,000円	
	平等割	22,100円	22,587円	22,814円	22,900円	
支援金分	所得割	2.18%	2.17%	2.18%	2.18%	24万円 →26万円
	均等割	19,000円	19,272円	19,405円	19,500円	
介護分	所得割	2.19%	2.39%	2.35%	2.35%	17万円
	均等割	17,300円	19,073円	18,796円	18,800円	
子ども分	所得割		0.24%	0.26%	0.26%	3万円
	均等割		1,756円	1,906円	2,000円	
	18歳以上均等割		177円	192円	200円	

※子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金分が追加になります。
 ※子ども・子育て支援納付金の限度額が、今年度の改正に基づいて追加したことから、課税限度額の総額は**106万円から112万円**になります。

③モデルケース

1. 40代夫婦、子ども2人の計4人(※子供は18歳未満)

	医療分	支援金分	介護分	子ども分	年税額合計	1人1月当たりの負担額
給与収入400万円 所得276万円	令和7年度	294,200円	126,700円	85,600円	—	506,500円
	令和8年度	303,100円	128,700円	92,300円	10,400円	534,500円
	比較(R7→R8)	8,900円	2,000円	6,700円	10,400円	28,000円
						+583円

	医療分	支援金分	介護分	子ども分	年税額合計	1人1月当たりの負担額
2割軽減 給与収入300万円 所得202万円	令和7年度	213,300円	95,400円	62,500円	—	371,200円
	令和8年度	219,800円	97,000円	67,400円	7,600円	391,800円
	比較(R7→R8)	6,500円	1,600円	4,900円	7,600円	20,600円
						+429円

	医療分	支援金分	介護分	子ども分	年税額合計	1人1月当たりの負担額
5割軽減 給与収入200万円 所得132万円	令和7年度	124,900円	57,400円	36,700円	—	219,000円
	令和8年度	128,800円	58,400円	39,700円	4,500円	231,400円
	比較(R7→R8)	3,900円	1,000円	3,000円	4,500円	12,400円
						+258円

	医療分	支援金分	介護分	子ども分	年税額合計	1人1月当たりの負担額
7割軽減 給与収入50万円 所得 0円	令和7年度	31,900円	22,800円	10,300円	—	65,000円
	令和8年度	33,200円	23,400円	11,200円	1,300円	69,100円
	比較(R7→R8)	1,300円	600円	900円	1,300円	4,100円
						+85円

2. 40代1人世帯

	医療分	支援金分	介護分	子ども分	年税額合計	1人1月当たりの負担額
給与収入300万円 所得202万円	令和7年度	171,300円	53,600円	52,100円	—	277,000円
	令和8年度	176,000円	54,100円	56,100円	6,300円	292,500円
	比較(R7→R8)	4,700円	500円	4,000円	6,300円	15,500円
						+1,292円

3. 40歳未満1人世帯

	医療分	支援金分	介護分	子ども分	年税額合計	1人1月当たりの負担額
給与収入300万円 所得202万円	令和7年度	171,300円	53,600円	0円	—	224,900円
	令和8年度	176,000円	54,100円	0円	6,300円	236,400円
	比較(R7→R8)	4,700円	500円	0円	6,300円	11,500円
						+958円

4. 年金収入 夫婦2人世帯

	医療分	支援金分	介護分	子ども分	年税額合計	1人1月当たりの負担額
年金収入300万円 所得190万円	令和7年度	182,700円	70,000円	0円	—	252,700円
	令和8年度	188,100円	71,000円	0円	8,200円	267,300円
	比較(R7→R8)	5,400円	1,000円	0円	8,200円	14,600円
						+608円

四街道市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、千葉県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p><u>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び</u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) （略）</p>

險税の課税額をいう。以下同じ。)

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。
- 4 (略)

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。
- 4 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額

(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.25を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について22,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号及び第21条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過するまでの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号及び第21条第1項において同じ。)以外の世帯 22,900円

(2) 特定世帯 11,450円

(3) 特定継続世帯 17,175円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険

(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.06を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について21,100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号及び第21条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過するまでの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号及び第21条第1項において同じ。)以外の世帯 22,100円

(2) 特定世帯 11,050円

(3) 特定継続世帯 16,575円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険

者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について19,500円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.35を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について18,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.26を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について200円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及

者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について19,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.19を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について17,300円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及

びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）

びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）

を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について15,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,030円

(イ) 特定世帯 8,015円

(ウ) 特定継続世帯 12,023円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被
保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除
く。）1人について13,650円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金
課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人
について13,160円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税
額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯
主を除く。）1人について1,400円

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税
額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2
項に規定する世帯主を除く。）1人について140円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の
合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保
険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2

を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につ
いて14,770円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,470円

(イ) 特定世帯 7,735円

(ウ) 特定継続世帯 11,603円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被
保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除
く。）1人について13,300円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金
課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人
について12,110円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の
合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保
険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2

以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について11,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,450円

(イ) 特定世帯 5,725円

(ウ) 特定継続世帯 8,588円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について9,750円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について9,400円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,000円

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について100円

以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について10,550円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,050円

(イ) 特定世帯 5,525円

(ウ) 特定継続世帯 8,288円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について9,500円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について8,650円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,580円

(イ) 特定世帯 2,290円

(ウ) 特定継続世帯 3,435円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,900円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,760円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について400円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,220円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,420円

(イ) 特定世帯 2,210円

(ウ) 特定継続世帯 3,315円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,800円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,460円

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について40円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,300円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,500円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 2,925円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 4,875円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 7,800円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,165円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,275円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,440円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,550円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 2,850円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 4,750円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 7,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9,750円

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号オに規定する金額を減額した世帯 300円

イ 前項第2号オに規定する金額を減額した世帯 500円

ウ 前項第3号オに規定する金額を減額した世帯 800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1,000円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) (略)

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9,500円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) (略)

するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 国民健康保険の納付義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

1～3 （略）

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等

附 則

1～3 （略）

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得

に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

6 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得

6 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とす

等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に

る。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地

規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に

等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に

規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第

規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第

314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当

2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

等の額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の四街道市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。